

『成唯識論述記』の伝える安慧の一分説について

吉村 誠

一、序言

世親の『唯識三十頌』に対する十大論師の注釈を合糅した玄奘訳『成唯識論』には、安慧の注釈が含まれていると言われている。このことは『成唯識論』の本文に明記されているわけではなく、『成唯識論』の翻訳で筆受を務めた基（慈恩大師）が撰述した『成唯識論述記』（以下『述記』と略称する）の記述によつてはじめて知られるものである。

『述記』十巻は一巻が上下に分かれるため、二十巻に相当する。その中の二十か所以上に「安慧（安惠）」の解釈についての言及があり、その過半数が一分説（識の相分・見分・自証分・証自証分のうち自証分のみを有とする説）に関するものである。¹ 小稿では、『述記』に伝えられる安慧の一分説の内容を検討し、その特徴の一端を明らかにしたい。

二、第一頌の安慧釈

1 安慧の一分説

先ず、『唯識三十頌』第一頌に対する『成唯識論』の本文に関して、『述記』が安慧の解釈であるとする記述について検討する。

『唯識三十頌』第一頌は、「由假説我法。有種種相轉。彼依識所變。此能變唯三。²（仮に由りて我・法ありと説く。種種の相転ずること有り。彼は識の所変に依る。此の能変は唯だ三のみなり。）」である。第一頌に関する『述記』の注釈に、次のような安慧の解釈がある。

若安惠解、二種我法皆是別無。依於總無見相二分、施設假説。性非有故。自證離言、非我法故。唯佛所證。³

若し安慧の解ならば、二種の我・法は皆な是れ別無なり。総無の見・相二分に依り、施設し仮説す。性、有に非ざるが故に。自証は離言にして、我・法に非ざるが故に。唯だ仏のみ証する所なり。

すなわち、安慧の解釈によれば、仮・有の二種の我・法はみな別無であり、総無の見分・相分により施設され仮説されたものである。それらは本性として有ではない。これに対して、自証分は言説を離れたもので、我・法ではない。それはだだ仏のみが証するものである、という。ここには、我・法は見分・相分により施設されるが、見分・相分は無であり、自証分のみが有であるという解釈が見られる。

また、第一頌に対する『成唯識論』の本文には、「變謂識體轉似二分。相見俱依自證起故。依斯二分施設我法。彼二離此無所依故。（変とは謂く識体転じて二分に似る。相・見は俱に自証に依りて起るが故に。斯の二分に依りて我・法を施設す。彼の二は此れに離れて所依無きが故に。）」とある。これに関する『述記』の注釈に、次のような安慧の解釈がある。

安惠解云。變謂識體轉似二分、二分體無。遍計所執。除佛以外菩薩已還、諸識自體即自證分、由不證實有法執故、似二分起。即計所執。似依他有、二分體無。如自證分、相貌亦有。以無似有。即三性心皆有法執。八識自體皆似二分。如依手巾變似於兔、幻生二耳二耳體無、依手巾起。

安惠解して云く。「変とは謂く識体転じて二分に似る」といふは、二分は体無きなり。遍計所執なり。仏を除きて以外の菩薩已還の、諸識の自体は即ち自証分なるも、実を証せず法執有るに由るが故に、二分に似て起る。即ち計所執なり。依他の有に似るも、二分は体無きなり。自証分の如く、相貌は亦た有なり。無の有に似るを以てなり。即ち三性の心に皆な法執有り。八識の自体は皆な二分に似る。手巾に依りて兔を變似するに、幻に二耳を生ずるも二耳は体無く、手巾に依りて起るが如し。

すなわち、相分・見分は無体であり、遍計所執性である。仏以外は、諸識の自体である自証分が、法執により相分・見分のようなものを起す。これが遍計所執性である。これは依他起性である自証分のように有体であるかのようであるが、相分・見分は無体である。したがって三性の諸識にはみな法執があり、その自体（自証分）が相分・見分のようなものになるのである。それは手巾で作られた兔の耳のようなものである、という。

ここには、相分・見分が無体、自証分が有体であり、前者が遍計所執性、後者が依他起性であるという解釈が見られ

る。また、三性の諸識にはみな法執があるという解釈も見られる。このことから、安慧の一分説とは、相分・見分・自証分の三分を認めた上で、相分・見分の無体と、自証分の有体とを説くものであることが知られる。なお、三分と三性との関係や、八識と我執・法執との関係については、後文で検討することにした。

2 護法・難陀の解釈との比較

次に、安慧の解釈の特徴を、護法等の解釈と比較した記述を検討する。

第一頌に対する『成唯識論』の本文の続きには、「我法分別熏習力故、諸識生時變似我法。(我・法と分別して熏習する力の故に、諸識の生ずる時に變じて我・法に似る。)」とある。これに関する『述記』の注釈には、次のような記述がある。

護法釋云。識自證分所變相見依他二分、非我非法。無主宰故。無作用故。性離言故。…中略…世間凡夫、依識所變相見二分、依他性上執爲我法。此所變者似彼妄情、名似我法。彼妄所執我法實無。

護法釈して云く。識の自証分の所變の相・見の依他の二分は、我にも非ず法にも非ず。主宰無きが故に。作用無きが故に。性、言を離るるが故に。…中略…世間の凡夫は、識所變の相・見二分に依りて、依他性の上に執して我・法と爲す。此の所變の者の彼の妄情に似るを、「諸識の生ずる時に變じて」我・法に似る」と名づく。彼の妄所執の我・法は実には無し。

すなわち、護法の解釈によれば、識の自証分が變じた相分・見分は依他起性であり、我・法ではない。依他起性の相分・見分には、主宰も作用もなく、本性として言説を離れている。しかし、凡夫は識(の自証分)が變じた相分・見分にもとづいて、依他起性に対して我・法と執する。このようにして變じた我・法は妄情によるものであるため、「我・法に似る」と言う。その妄りに執された我・法は実には無である、という。これは、依他起性にも相分・見分があり、それにもとづいて妄情により我執・法執が起る、という解釈である。後述のように、護法は依他起性の相分・見分を有体であるとし、自証分のほかに証自証分をも認めることから、四分説を説いたとされる。

また、難陀の解釈は、次のようである。

難陀等言。於識所變依他相分、諸聖者等、愍諸凡類不知自識、方便假說我法二言。便於識變強名我法、令彼斷除我

法實執、方便解了離言法性。凡夫依此依他相分、執爲我法。故説識變似我法言。⁸

難陀等言く。識所變の依他の相分に於いて、諸もろの聖者等、諸もろの凡類の自識を知らざるを愍みて、方便もて我・法の二言を仮説す。便ち識變に於いて強ひて我・法と名づけ、彼をして我・法の実執を断除し、方便もて離言の法性を解了せしむ。凡夫は此の依他の相分に依りて、執して我・法と爲す。故に「諸」識「の生ずる時に」變じて我・法に似る」の言を説く。

すなわち、難陀等解釈によれば、識が変じた依他起性の相分において、聖者が凡夫のために方便により我・法という言説を仮説した。凡夫はこの依他起性の相分にもとづいて我・法と執することから、「變じて我・法に似る」と言う、という。これは、依他起性に相分・見分があり、その相分にもとづいて我・法の執が起る、という解釈である。難陀は依他起性の相分・見分を有体であるとするが、自証分・証自証分を立てないことから、二分説を説いたとされる。これに対し、安慧の解釈は、次のようである。

安慧解云。變似我法總有二解。①一若世間聖教皆是計所執。世間依八識所變總無之上、第六七識起執於我、除第七識餘之七識起執於法。不許末那有法執故、如是總説。執爲我法種種別相熏習力故、八識生時變似我法。六七似我。聖教愍諸有情、説凡愚所計爲假我法。亦依總無假説爲別我法。由聞此熏習、八識生時變似我法。②又解。諸識生時變似我法者、即自證分上、有似我法之相。體變爲相、但依他性。依此堅執爲我法者、方是二分。其似我法、不名二分。以下約喻依他性有。故識所變似我似法、是識自體。雖有二解、後解難知。前解爲勝。⁹

安慧解して云く。「諸識の生ずる時に」變じて我・法に似る」に總じて二解有り。①一には若しくは世間にも聖教にも皆な是れ計所執なり。世間は八識所變の総無（の相分・見分）の上に於いて、第六・七識は執を我に起こし、第七識を除く余の七識は執を法に起こす。末那に法執有りと許さざるが故に、是の如く総説す。執して我・法を種種の別相と爲して熏習する力の故に、八識の生ずる時に變じて我・法に似る。六と七とは我に似るなり。聖教は諸もろの有情を愍みて、凡愚の所計を説きて仮の我・法と爲す。亦た総無（の相分・見分）に依りて仮説して別（無）の我・法と爲す。此れを聞きて熏習するに由りて、八識の生ずる時に變じて我・法に似るなり。②又た解す。「諸識の生ずる時に變じて我・法に似る」とは、即ち自証分の上に、我・法に似るの相有るなり。体變じて相と爲るは、但だ依他性なり。此れに依りて堅執して我・法と爲す者、方に是れ二分なり。其の我・法に似るものは、二分とは

名づけず。下に喩に約するに依他性の有なるを以てなり。故に識所変の似我・似法は、是れ識の自体なり。二解有りとも、後の解は知り難し。前の解を勝と為す。

すなわち、安慧によれば「諸識の生ずる時に變じて我・法に似る」には二つの解釈がある。①第一に、遍計所執性における八識の所変をいう。世間においては、遍計所執性の八識が變じた無体の相分・見分において、第六識・第七識が我執を起し、前六識・第八識が法執を起す。聖教においては、凡愚の遍計所執性を仮の我・法とし、あるいは無体の相分・見分にもとづいて無体の我・法を仮説する。②第二に、依他起性における八識の所変をいう。依他起性の自証分(体)において我・法に似るもの(相)がある。これにもとづいて我・法と執するものが遍計所執性の相分・見分である。その我・法に似るものは相分・見分とはいわず自証分に属する、という。『述記』は、これら二つの解釈のうち、後者は知り難く、前者が勝れている、という。

①は遍計所執性において相分・見分が我・法の二執を起すという解釈であり、②は依他起性において自証分が我・法に似たものを生じ、これに対して相分・見分が我・法の二執を起すという解釈である。いずれも、前項でみた安慧の解釈、すなわち相分・見分を無体とし、自証分のみを有体とする解釈と、矛盾するものではない。これは安慧の解釈の特徴といえるだろう。一方、②の解釈で依他起性におけるの我・法に似るものを相分・見分といい、有体であるとすれば、護法・難陀の解釈と同じになるといえる。『述記』が②よりも①の解釈を重視しているのは、②には護法・難陀と共通する思考が見られるのに対し、①には安慧独自の説があるからであろう。特に、①の八識と我執・法執の關係については、護法・難陀の解釈と大きく異なっている。両者の解釈を比較すれば、次のようである。

若護法難陀等解、由無始來第六七識橫計我法。種種分別熏習力故。若安惠解、七識相應諸心心所皆名分別。能熏習故。即由分別熏習種生。…中略…

然護法等云。第六七識妄熏習故、八識生時變似我法。安慧釋云。由七識熏習分別力故、八識生時變似我法。八識之中皆有執故。⁽¹⁾

若し護法・難陀等の解ならば、無始より来た第六・七識横に我・法を計す。種種に分別して熏習する力に由るが故に。若し安惠の解ならば、七識と相応する諸もろの心・心所を皆な分別と名づく。能く熏習するが故に。即ち分別に由りて熏習して種生ず。…中略…

然るに護法（・難陀）等の云く。第六・七識の妄熏習の故に、八識生ずる時に變じて我・法に似る。安慧釈して云く。七識の熏習し分別する力に由るが故に、八識生ずる時に變じて我・法に似る。八識の中に皆な執有るが故に。

すなわち、護法・難陀によれば、第六識・第七識の熏習により、八識が生じる時に第六識・第七識において我執・法執が起こる。これに対し、安慧によれば、前七識の熏習により、八識が生じる時に八識のすべてにおいて我執・法執が起こる、という。詳説すれば前述のように、第六識・第七識では我執が起き、前六識・第八識では法執が起こるのである。これも護法・難陀とは異なる安慧の解釈の特徴といふことができる。八識と我執・法執について両者の解釈を图示すれば、次のようになるだろう。

〔安慧の解釈〕

	前五識	第六識	第七識	第八識
熏習	○	○	○	×
我執	×	○	○	×
法執	○	○	×	○

〔護法・難陀の解釈〕

	前五識	第六識	第七識	第八識
熏習	×	○	○	×
我執	×	○	○	×
法執	×	○	○	×

三、第三頌の安慧釈

1 安慧の解釈に対する批判

次に、『唯識三十頌』第三頌に対する『成唯識論』の本文に関して、『述記』が安慧の解釈であるとする記述について

検討する。

『唯識三十頌』第三頌の「不可知執受処了。(不可知の執受と処と了となり。)」に対する『成唯識論』の本文には、「此中了者、謂異熟識、於自所緣、有了別用。此了別用、見分所攝。(此の中の了とは、謂く異熟識の、自の所緣に於て、了別の用有るなり。此の了別の用は、見分に摂めらる。)」とある。すなわち、第八識の行相は了別であり、見分に属するといふ。そして、相分・見分の二分説、自証分を加えた三分説、証自証分を加えた四分説が述べられ、最後に一分説が述べられている。

そのうち二分説の本文に関する『述記』の注釈では、安慧の解釈が次のように批判されている。

論。然有漏識至能緣相現。

述曰。…中略…此出自義。謂安惠等古大乘師、多説唯有識自證分無相見分。護法出已説見相有、依集量論等方顯發之。故先叙宗。自體生時者、識自體也。皆似所緣能緣相現者、依他二分、似遍計所執情計二分現也。

論にいふ。「然も有漏の識(の自体の生ずる時に)」より「皆な所緣・」能緣(に似る)相現ず」に至る。

述して曰く。…中略…此れは自義を出す。謂く安慧等の古の大乘師は、多くは唯だ識の自証分のみ有りて相・見分は無しと説く。護法出で已りて見・相有りと説き、『集量論』等に依りて方に之れを顕發す。故に先に宗を叙ぶ。「自体の生ずる時に」とは、識の自体なり。「皆な所緣・能緣に似る相現ず」とは、依他の二分、遍計所執の情計の二分に似て現ずるなり。

先ず、『成唯識論』の「有漏の諸識の自体が生じる時には、みな所緣・能緣に似た相が現れる」という本文に対して、『述記』は次のように注釈する。安慧等の「古の大乘師」は多くは、ただ識の自証分のみが有り、相分・見分は無いと説く。しかし、護法が出世すると陳那の『集量論』等にもとづいて見分・相分も有ると説いた。すなわち、有漏の諸識の自体(自証分)が生じる時には、依他起性の相分・見分が、遍計所執性の相分・見分のように現われるといふ説である、といふ。

ここには、安慧等の見分・相分は無いといふ説と、護法の見分・相分が有るとする説とが述べられている。その際、安慧は「古の大乘師」に属すとされ、護法の解釈の新しさが強調されている。また、護法の解釈は陳那の『集量論』等の三分説によるという。しかし、自証分を立てるといふ点では安慧も陳那の三分説に依拠しているといえる。安慧と護法とが相違するのは、安慧が遍計所執性において相分・見分の無体を説くのに対し、護法が依他起性において相分・見

分の有体を説くところである。

続く議論では、安慧等の見分・相分は無いという解釈が、『成唯識論』の本文の解釈にしたがって論破されてゆく。
論。彼相應法應知亦爾。

述曰。一如於心。今此正義。不同安惠及小乘中正量部等、無所緣相得名爲緣。不同薩婆多等、許有行相、但取心外所緣、無心心所自能緣故。¹⁶⁾

論にいふ。「彼の相應法も応に知るべし亦た爾なり」と。

述して曰く。一に心の如し。今此れは正義なり。安惠と及び小乗の中の正量部等との、所縁の相無きを名けて縁と爲すことを得といふには同じからず。薩婆多等の、行相有りと許し、但だ心外の所縁を取るのみにして、心・心所の自ら能く縁すること無しといふには同じからざるが故に。

先ず、『成唯識論』の「その相應法（心所）が生じる時も同じである」という本文に対する注釈において、心法に相分・見分が有るように心所にも二分が有るといふのが護法の正義であると述べられる。そして、これは安慧や正量部等が識に所縁の相（唯識では相分に相当する）が無いとする解釈や、説一切有部等が識に能縁の相（唯識では見分に相当する）が無いとする解釈とは同じではないと述べられている。

論。若心心所至自所緣境。

述曰。自下第二正破安惠正量部等。量言。如緣青時、若心心所上無所緣相貌、應不能緣當正起時自心所緣之境。此立宗也。許無所緣相故。因也。如餘所不緣境。喩也。或如餘人境。又量、我餘時緣聲等心、亦應緣今色。許無所緣相故。如今緣自青等之心。餘人亦爾。¹⁷⁾

論にいふ。「若し心・心所〔に所縁の相無くば〕より〔応に〕自の所縁の境〔を縁すること能はざるべし〕」に至る。述して曰く。自下は第二に正しく安惠と正量部等とを破す。量に言く。青を縁する時の如き、若し心・心所の上に所縁の相貌無くば、応に正しく起こる時に当たりて、自心の所縁の境を縁すること能はざるべし。此れは宗を立つるなり。所縁の相無しと許すが故に。因なり。余の縁ぜざる所の境の如し。喩なり。或は余人の境の如し。又た量に、我の余時に声等を縁する心も、亦た応に今の色を縁す。所縁の相無しと許すが故に。今自の青等を縁する心の如し。余人も亦た爾り。

次に、『成唯識論』の「もし心・心所に所縁の相が無いとすれば、自境を縁することはできなくなるだろう」という本文に対する注釈では、これは所縁の相が無いとする安慧と正量部等の解釈を批判するものであるとして、所縁の相（相分）が有ることを論じている。

論。或虚空亦是能縁。

述曰。…中略…古大乘師即安惠等、既如是立二分俱無。論下自說。清辨亦云。若約勝義、諸法皆空。唯有虛偽。如幻化等。若約世俗、見相俱有。許有外境、故非唯識。識離於境有何體用。故知諸法有境無心。…中略…故能縁相決定是無。小乘諸師、此相皆有。此義意言。心心所生必有能縁之相。如鏡必有能照之相。不爾便有如前說過。…中略…第一別破正量部等、第二別破清辨、合破安惠。

論にいふ。「若し心・心所に能縁の相無くば、応に能縁にあらざるべし。虚空等の如し。」或いは虚空〔等〕も亦た是れ能縁なるべし」と。

述して曰く。…中略…古の大乘師即ち安惠等は、既に是の如く「二分は俱に無なり」と立つ。論の下に自ら説く。清弁も亦た云く。「若し勝義に約せば、諸法は皆な空なり。唯だ虚偽のみ有り。幻化等の如し。若し世俗に約せば、見・相は俱に有り。外境有りと許すが故に唯識に非ず。識は境を離れて何の体・用有らん。故に知る、諸法は境のみ有りて心無しと。…中略…故に能縁の相は決定して是れ無し」といふ。小乘諸師は、「此の相は皆な有り」といふ。此の義の意に言く。心・心所の生ずるときに必ず能縁の相有り。鏡に必ず能照の相有るが如し。爾らざれば便ち前説の如き過有るべし。…中略…第一には別して正量部等を破し、第二には別して清弁を破し、合して安惠を破す。

次に、『成唯識論』の「もし心・心所に能縁の相が無いとすれば、（無為法である）虚空等のように、縁することができなくなるだろう。そうでなければ虚空等も縁することができるといふことになってしまふ」という本文に対する注釈では、見分・相分は無いとする安慧と清弁の解釈をあげ、なかでも能縁の相が無いとする清弁の解釈を批判して、能縁の相（見分）が有ることを論じている。そして最後に、この一連の議論は、第一に正量部等を破し、第二に清弁を破し、合わせて安惠を破すものであると述べられている。

このことから、『述記』における安慧の一分説は、相分が無いという点では正量部等の補特伽羅説に類似し、相分とともに見分も無いとする点では清弁の中観説に類似するものとして、全面的に批判されていることが分かる。

2 安難陳護 一三三四

『成唯識論』における第八識の行相に関する議論は、二分説・三分説・四分説・一分説が述べられた後、「故識行相即是了別。了別即是識之見分。（故に識の行相は即ち是れ了別なり。了別といふは即ち是れ識の見分なり。）」²⁰ という一文で総結されている。これに関して、『述記』には次のように述べられている。

自下辨行相中、大文第三總結。故識行相即是了別、却結頌中了一字也。此了別體即是第八識之見分、歸本所明。然安惠立唯一分、難陀立二分、陳那立三分、護法立四分。今此論文、護法菩薩、依四教理、說四差別。俱依他性。非安惠等諸師知見。²¹

自下は行相を弁ずる中に、大文第三に総結す。「故に識の行相は即ち是れ了別なり」といふは、却て頌中の「了」の一字を結す。此の了別の体は「即ち是れ第八識の見分なり」といふは、本の明かす所に帰す。然るに安惠は唯だ一分のみを立て、難陀は二分を立て、陳那は三分を立て、護法は四分を立つ。今此の論文は、護法菩薩、四の教理に依りて、四の差別を説く。俱に依他性なり。安惠等の諸師の知見に非ず。

すなわち、以下は行相の議論の総結である。第八識の行相である了別の体は「見分」である。これについて、安惠はただ一分（自証分）のみを立て、難陀は二分（相分・見分）を立て、陳那は三分（相分・見分・自証分）を立て、護法は四分（相分・見分・自証分・証自証分）を立てる。この論文は、護法の四分説にもとづくものであり、四分はいずれも依他起性である。これは安惠等の諸師の知見ではない、という。この一節から、「安難陳護一三三四」という文句が生まれたものと考えられる。

『成唯識論』の本文では、第八識の行相である了別の体は見分であるとされている。これに対し、諸師の解釈のうち見分を立てないのは、安慧の一分説のみである。安慧が批判される理由の一つはここにあるのであろう。²² ただし、安慧の解釈は、相分・見分・自証分の三分説を前提とし、相分・見分を遍計所執性とみて無、自証分のみを依他起性とみて有とするものであり、このことから一分説というのである。護法の解釈もやはり三分説を前提とし、依他起性として相分・見分・自証分を立て、さらに証自性分をも立てて、すべてを有とすることから四分説という。したがって、安慧・護法の解釈は、いずれも三分説を改変したものと見るべきである。

ところで、『成唯識論』の本文には、二分説・三分説・四分説・一分説が列挙されているが、その一分説が安慧の一分説であるかどうかは検討の余地がある。『成唯識論』の一分説は、次のようである。

如是四分或攝爲三。第四攝入自證分故。或攝爲二。後三俱是能縁性故、皆見分攝。此言見者是能縁義。或攝爲一體無別故。…中略…故識行相即是了別。了別即是識之見分。²³

是の如き四分は或は撰して三と爲す。第四は自証分に攝入せらるるが故に。或は撰して二と爲す。後の三は俱に是能縁の性なるが故に、皆な見分に撰せらる。此に言ふ見とは是れ能縁の義なり。或は撰して一と爲す。体別無きが故に。…中略…故に識の行相は即ち是れ了別、了別は即ち是れ識の見分なり。

すなわち、この四分はあるいは三つ（相分・見分・自証分）にまとめられる。第四の証自証分は自証分（自体分）におさまられるからである。あるいは二つ（相分・見分）にまとめられる。後の三分（見分・自証分・証自証分）はともに能縁の性であり、みな見分にまとめられるからである。ここでいう見とは能縁の意味である。あるいは一つにまとめられる。四分の体に区別はないからである。このように、識の行相とはすなわち了別のことであり、了別とはすなわち識の見分のことである、という。

ここで一つにまとめられているのは、二分（相分・見分）のいずれかである。後文からみて、それが見分であることは明らかであろう。したがって、第八識の行相（了別）に関する一連の議論は、最初に行相は見分であると定義して、次に見分に相分・自証分・証自証分を順次加上して解釈し、最後にそれらを再び見分に集約する、という文脈で理解すべきである。すなわち、『成唯識論』の一分説は第八識の行相が「見分」に集約されることであるが、『述記』における安慧の一分説は「自証分」のみが依他起性であり有であることであるから、両者の内容は異なるということになる。したがって、「安難陳護二二三四」という文句は、『成唯識論』の記述ではなく、『述記』の記述を典拠とするものと言えるだろう。

四、結語

以上、『述記』に伝えられる安慧の一分説を検討した。その解釈の特徴を護法の四分説と比較してまとめれば、次のようである。

『成唯識論述記』の伝える安慧の一分説について（吉村）

安慧の解釈では、相分・見分は無であり、自証分のみが有であるとす。三性説でいえば、相分・見分が遍計所執性、自証分のみが依他起性である。前七識の熏習により、八識はすべて有執となる。すなわち、第六識・第七識において我執が起こり、前六識・第八識において法執が起こる。

護法の解釈では、相分・見分・自証分・証自証分のすべてが有であるとす。三性説でいえば、四分のすべてが依他起性である。依他起性の相分・見分において、遍計所執性の所取・能取が生じる時に我執・法執が起こる。すなわち、第六識・第七識の熏習により、第六識・第七識において我執・法執が起こる。

一方、安慧の解釈には、護法の解釈と共通する点も見られる。第一に、いずれの解釈も陳那が説いたという相分・見分・自証分による三分説を前提にしている。第二に、安慧には依他起性の自証分に我・法の相があるとする解釈があり、護法の依他起性の自証分が相分・見分に似るとする解釈と共通の思考が見られる。

しかし、『述記』では安慧と護法等の解釈が対比され、安慧の解釈が正量部等の補特伽羅説や清弁の中観説に比せられて批判されている。それは『成唯識論』の本文が八識の行相を見分に集約するのに対し、安慧は相分・見分を無であるとす、自証分のみを有であるとする一分説を主張したと考えられたからである。

『述記』は『成唯識論』の三性説に関する注釈においても、安慧の一分説に言及している。これについては、別稿で考察したい。また、『述記』に伝えられる安慧の一分説が、サンスクリット原本のある『唯識三十頌』安慧釈等に見られるかどうかについても、改めて検証する必要があるだろう。

注

(1) 『述記』の安慧釈に関する主な先行研究に、富貴原章信「心分説の発達」(『大谷学報』一五―一・三、一九三四年。後に『唯識の研究―三性と四分―』富貴原章信仏教学選集第二巻所収、一九八八年、国書刊行会)、大野義山「見相二分を中心として見たる安慧・護法両師の立場」(『印度学仏教学研究』二―一、一九五三年)、勝又俊教『仏教における心識説の研究』(山喜房佛書林、一九六一年)第一部第一章第八節「唯識述記の指示する安慧の思想と安慧造梵文唯識三十頌」との比較研究」一六一―四八頁、竹村牧男『唯識三性説の研究』(春秋社、一九九五年)第一部第五章『成唯識論』の伝える安慧の三性説」一五三―一八一頁等がある。勝又氏によれば、『述記』が指示する『成唯識論』の中で安慧の学説とされているものは二三箇所あるという。

- (2) 『唯識三十頌』大正三一、六〇a。
- (3) 『述記』卷一本、大正四三、二三八c。同二四一b—cにも同趣旨の文がある。
- (4) 『成唯識論』卷一、大正三一、一a—b。
- (5) 『述記』卷一本、大正四三、二四一b。
- (6) 『成唯識論』卷一、大正三一、一b。
- (7) 『述記』卷一本、大正四三、二四二c。
- (8) 『述記』卷一本、大正四三、二四二c。
- (9) 『述記』卷一本、大正四三、二四二c。
- (10) 『唯識三十頌』第一七頌に対する『成唯識論』の本文に関して、『述記』は安慧の「転変」についての二つの解釈をあげているが、そこにも護法と共通する思考があることが指摘できる。『述記』卷七末、大正四三、四八七a参照。安慧の解釈と護法の解釈の共通性については、前掲の大野論文でも指摘されている。

- (11) 『述記』卷一本、大正四三、二四二c。
- (12) 『唯識三十頌』大正三一、六〇b。
- (13) 『成唯識論』卷二、大正三一、一〇a。
- (14) 『述記』卷三本、大正四三、三二七b—c。
- (15) 『述記』卷一本によれば、安慧は護法の「同時の先徳」(大正四三、三三一c)であるという。
- (16) 『述記』卷三本、大正四三、三二七c。
- (17) 『述記』卷三本、大正四三、三二七c。
- (18) 『述記』卷三本、大正四三、三二八a。
- (19) この批判は、『述記』卷一本(大正四三、二三六b—三三七a)の邪執に関する議論に基づいている。そこでの議論は「又四句分別。有見無相。謂正量部師。不作相分而縁境也。有相無見。謂清辨師。相見俱有。餘部及大乘等。相見俱無。則安惠等。又た四句分別す。①見有りて相無し。謂く正量部師なり。相分を作さずして境を縁するなり。②相有りて見無し。謂く清弁師なり。③相・見俱に有り。余部及び大乘等なり。④相・見俱に無し。即ち安惠等なり。」(同三三七a)とまとめられており、

『成唯識論述記』の伝える安慧の一分説について(吉村)

玄奘門下において安慧の一分説に対する批判が定型化されていたことを窺わせる。

(20) 『成唯識論』卷二、大正三一、一〇c。

(21) 『述記』卷三本、大正四三、三三〇c。

(22) 『述記』における安慧に対する批判的記述は、護法の解釈を正義とする玄奘が、インドで安慧の弟子で「正量部僧」の般若穂多を論破したということも関係しているであろう。『述記』卷四本、大正四三、三五一a—b参照。この話は、『慈恩伝』卷四（大正五〇、二四四c—二四五c）や『続高僧伝』卷四（大正五〇、四五二c—四五三a）を典拠とするが、『述記』には玄奘がインドで著した『制悪見論』の内容の一部が引用されるなど独自の記述が見られる。

(23) 『成唯識論』卷二、大正三一、一〇c。

〔付記〕

小稿は、科学研究費助成事業基盤研究（B）「ステイラマテイ（安慧・堅慧）の思想の総合的研究」（代表者 佐久間秀範）の研究成果の一部である。